

# おあひ

No.194

- 大** いなる使命感に燃え
- 崎** 先(未来)を見据えた情報を発信し
- 法** 人として税の知識を深め
- 人** 材の育成と豊かな社会の創造に貢献し
- 会** 活動を通して地域企業の健全な経営と発展を応援する団体です

## 第8回税に関する絵はがきコンクール

応募作品  
VOL.4



古川第五小学校  
加勢幸愛



古川第一小学校  
平川玲奈



古川第三小学校  
瀧島颯太



古川第三小学校  
野田真生



古川第三小学校  
菅原愛紗



古川第一小学校  
三上唯



古川第一小学校  
原穂乃香



古川第一小学校  
山本麻依



古川第三小学校  
千葉菜々花



古川第三小学校  
菅野未羽



古川第三小学校  
中村妃歌



古川第三小学校  
小野由萌香



古川第一小学校  
佐藤未来



古川第一小学校  
佐藤朱莉



古川第一小学校  
小池いちか



古川第五小学校  
平澤華音



古川第三小学校  
大内優花



古川第三小学校  
浅野武人



古川第三小学校  
遠藤守

# 新古川税務署長に玉木成樹氏が就任



平成28年7月10日付

古川税務署長 玉木 成樹 (たまき せいじゅ) 氏

出身／福島県郡山市

経 歴／

- 平成27.7 仙台国税局税務相談室郡山サテライト主任相談官
- 平成26.7 気仙沼税務署長
- 平成25.7 仙台国税局税務相談室主任相談官
- 平成22.7 仙台国税不服審判所 審判官
- 平成20.7 仙台国税局税務相談室郡山サテライト主任相談官
- 平成18.7 いわき税務署 副署長

■税務行政を志した動機など  
税務の仕事が何であるかの知識は全くありませんでしたが、公務員を志望していましたので、何のためらいもなく税務の仕事に就きました。採用後は約3カ月、各税法や簿記・会計についての研修を受け現場（署）に配属となり、主に個人課税の事務に従事しました。税務署での仕事は、納税者のお宅に伺って行う調査事務や確定申告期の納税相談事務などであり、自分で考えていたデスクワークとは全く違う仕事でした。  
無我夢中で仕事を覚え、あっという間の37年間だったような気がします。  
近年は納税者の方の税金に関する一般的な相談に電話で対応する税務相談室や権利救済機関である国税不服審判所などにも勤務しました。  
信念に基づいて税務の仕事に就いた訳ではありませんが、国民の皆さまから「適正公平な課税」の実現のために税務署は頑張っているという信頼をいただけることが重要だと考えております。

7月10日付けで、国税当局の人事異動が発令され、古川税務署長に、玉木成樹氏（前仙台国税局税務相談室郡山サテライト主任相談官）が就任。前古川税務署長の中村靖氏は、7月9日付けで退官（7月10日付けで仙台国税局調査査察部調査課に再任用）された。

## 納税者サービスの充実と 適正公平な税務行政の推進に取り組んでいきたい

## ■抱負

「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たしていくために、「納税者サービスの充実」と「適正公平な税務行政の推進」に取り組みたいと考えております。

「納税者サービスの充実」の観点からは、当署の管内面積が広いということもあり、納税者の皆様が「簡単・便利・スムーズ」に各種申請手続きや申告・納税を自宅あるいは事業所から行うことができる e・Tax の普及拡大に努めていきたいと考えています。また、e・Tax を利用していただきますと、税務署にとりましても、窓口・郵送での申告書等の收受事務やデータの入力事務の削減など事務の効率化が図られ行政経費の削減にもつながりますので、皆様も積極的に利用してくだされいますようお願いいたします。

また、納税者の皆様が正しい申告と納税を行えるようにサポートするため、税に関する一般的な質問に対応する電話相談センターや国税庁HP内の「タックスアンサー」の周知にも努めてまいりたいと考えております。

「適正公平な税務行政の推進」の観点からは、厳正な調査・徴収に取り組むことはもちろんですが、法人会が平成26年度から実施している

「企業の税務コンプライアンス向上のための取組」につきましては、法人の適正な申告に寄与するものと期待しており、国税庁後援として「自主点検チェックシート」の普及・定着に協力していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、税務行政を円滑に運営していくためには、納税者の皆様に対して私どもの取り組みをわかりやすくお伝えしていくとともに、関係民間団体の皆様からの協力が不可欠であると考えております。これまでと同様にお力添えをお願い申し上げます。

## ■関係民間団体との連携について

公益社団法人大崎法人会は、地元を代表する企業の皆様で構成され地域経済をけん引するとともに、活発な活動を展開されており、特に福祉活動を中心とした社会貢献事業に積極的に取り組んでおられると伺っております。

また、東北6県でトップを切った公益社団法人移行を果たしていただきました。その先見性と実行力に深く敬意を表するとともに、大変心強く感じているところでです。

行政を取り巻く経済社会の環境が大きく変化している状況の中で、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国

税庁の使命を果たすためには、従来以上に税務関係団体協議会等との連携・協調を図っていく必要があると考えております。

公益社団法人大崎法人会は、e・Tax の普及拡大のため多大な貢献をしていただくとともに社会貢献事業の一環として租税教室や「税に関する絵はがきコンクール」、税務研修会など税に関する事業を基幹事業として積極的に展開されております。私どもも皆様との連携・協調の強化を図るため、各種行事の共同開催などを推進していきたいと考えております。

皆様には、税のオピニオンリーダーとして税知識の普及や e・Tax の利用拡大など円滑な税務行政の推進にご協力をよろしく願います。

## ■社会保障・税番号制度への対応

社会保障・税番号制度については、平成28年1月から国税分野においても番号の利用が開始されており、平成29年1月以降は、各種申告書や法定調書等の税務関係書類に本格的に番号が記載されることとなります。

このため、番号記載の必要性やマイナンバー提供時の本人確認書類の提示等については引き続き周知・広報を実施するとともに、皆様方の企業におかれましても、従業員、取引

先等から提出を受けたマイナンバーの適切な管理をお願いいたします。

## ■趣味・モットー

自宅は福島県郡山市です。新幹線を利用すれば1時間の距離ですが、無理せず市内に公務員宿舎を借りました。1年ぶりの単身赴任です。

趣味は読書です。特に歴史小説が好きなので、古川税務署管内の歴史を知りたいと思っています。通勤用に購入した自転車で、日ごろの運動不足の解消のためにも、休日等は管内の史跡を巡りたいと考えております。

また、管内は日本有数のおいしいお米の産地であり、署長室からも一面の田園風景を見ることが出来ます。仙台国税局管内には52の税務署がありますが、署長室から田園風景が見える税務署は古川税務署だけではないでしょうか。

このお米を使って管内では各地の蔵元さんがそれぞれ特徴あるお酒を造っているのと伺っております。その地酒も楽しみにしております。

この1年は、組織として、課題や情報を共有して仕事に取り組みたいと考えておりますが、その基本は職員及び家族の健康です。

健康第一をモットーに充実した1年を過ごしたいと考えております。よろしく願います。



# マイナンバー制度 本人確認方法の具体例

国税分野における

国税関係手続において個人番号（マイナンバー）を取り扱うこととなる民間事業者の方が、番号法等の規定に基づき、顧客や従業員の方から個人番号の提供を受ける際の本人確認の実施方法などについての具体例をご紹介します。

## 例1 対面で個人番号の提供を受ける場合の本人確認

### 【ケース①】

事業者が顧客から対面により個人番号の提供を受ける場合で、マイナンバーカード（個人番号カード）の提示を受ける方法。

### 《ポイント》

- ・申請書に記載された内容について、マイナンバーカードの裏面に記載された個人番号により番号確認、表面に記載された個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）及び顔写真で身元（実在）確認を行います。
- ・提示を受けたマイナンバーカードについて、写し

（コピー）を保管することは義務付けられていません。なお、写しを保管する場合には、安全管理措置を適切に講ずる必要があります。

- ・郵送で個人番号の提供を受ける場合には、マイナンバーカードの写し（コピー）の添付を受けることで、本人確認を行います。
- ※ マイナンバーカードの表面については、専用のカードケースに入れた状態（臓器提供意思表示等を見えないようにした状態）でコピーしても差し支えありません。マイナンバーカードの裏面について

は、カードケースに入れた状態では個人番号が見えないことから、必ずカードケースから出してコピーする必要があります。

### 【ケース②】

事業者が顧客から対面により個人番号の提供を受ける場合で、通知カードと身元（実在）確認書類として運転免許証などの写真表示のある書類の提示を受ける方法。

### 《ポイント》

- ・申請書に記載された内容について、通知カードで番号確認、運転免許証などの写真表示のある書類で身元（実在）確認を行います。
- なお、通知カードは身元（実在）確認書類としては使用できません。
- ・他の身元（実在）確認書類には、以下のようなものがあります。
- 住民基本台帳カード（交付を受けている者の写真が表示されており、有効なもの）、運転経歴証明書（交付年月日が平成24

年4月1日以降のもの）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は国税庁告示1（写真付き学生証や写真付き資格証明書など）で定めるもの

提示を受けた通知カードや運転免許証について、写しを保管することは義務付けられていません。

なお、写しを保管する場合には、安全管理措置を適切に講ずる必要があります。

### 【ケース③】

事業者が顧客から対面により個人番号の提供を受ける場合で、通知カードと身元（実在）確認書類として写真表示のない書類の提示を受ける方法。

### 《ポイント》

- ・申請書に記載された内容について、通知カードで番号確認、印鑑登録証明書と健康保険被保険者証で身元（実在）確認を行います。
- 写真付身分証明書の提示が困難な場合には、以下



の書類のうち、いずれか2つ以上の提示を受ける必要があります。

国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特別被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は国税庁告示2で定めるもの

提示を受けた通知カードや健康保険の被保険者証などについては、写しを保管することは義務付けられていません。

なお、写しを保管する場合には、安全管理措置を適切に講ずる必要があります。

**例2** 個人番号の提供を依頼する書類を活用した本人確認

【ケース】

事業者が継続して取引を行っている顧客から個人番号の提供を受ける場合に、顧客に対して個人識別事項を印字した個人番号の提供を依頼する書類を送付し、顧客がその書類に通知カードやマイナンバーカードの裏面（通知カード等）の写しを貼付して返送する方法。

《ポイント》

・個人番号の提供依頼書類に印字するための情報（個人識別事項）の取得時など依頼書類を送付するまでに送付する相手方が本人に相違ないことの確認を事業者が行っていることを前提としています。  
・依頼書類に、顧客が通知カード等の写しを貼付して返送することで、通知カード等の写しで番号確認を行うとともに、依頼書類に印字した個人識別事項と貼付されている通知カード等の写しの個人識別事項が同一であるこ

とを確認することにより、身元（実在）確認を行います。

・個人番号利用事務等実施者自身が送付した書類で個人識別事項が記載されたものが返送される必要があります。

・個人識別事項は印字することが前提ですが、個人番号利用事務等実施者が

**例3** 知覚による身元（実在）確認

【ケース】

従業員が勤務先に給与所得者の扶養控除等（異動）申告書を提出する際に、勤務先のとりまとめ担当者が知覚により従業員の身元（実在）確認を行う方法。

《ポイント》

・従業員の国税太郎さんは、自宅で妻（控除対象配偶者）である国税花子さんの通知カードにより個人番号を把握（確認）します。  
・国税花子さんは国税太郎さんの配偶者であり「知覚」（見て判断）するこ

その顧客に対して送付した書類が返送されたことが分かる措置（例えば、送付する書類に一連番号を記載し、返送された書類の一連番号を確認するなど。）を行い、返送された書類と送付者が管理している個人識別事項を照合できる場合には、個人識別事項を印字したものと取り扱って差し支えありません。

とにより本人に相違ないことが判断できますので、国税花子さんから身元（実在）確認書類の提示を求めめる必要はありません。  
・日頃から国税太郎さんと同じ部署で仕事をしているとりまとめ担当者は、国税太郎さんを「知覚」（見て判断）することに

より本人に相違ないことが判断できますので、国税太郎さんから身元（実在）確認書類の提示を求めめる必要はありません。  
・国税太郎さんについて身元（実在）確認書類の提示を不要とするためには、採用時などに番号法や税法で定めるもの（所得税

法第224条第2項等）

又は国税庁告示で定めるものと同程度の身元（実在）確認書類（運転免許証、写真付き学生証等）

による確認を行っている必要があります。

・給与所得者の扶養控除等（異動）申告書には、国税太郎さんと国税花子さ

**例4** メールにより個人番号の提供を受ける場合の本人確認

【ケース】

事業者が講演会の講師に対して謝礼を支払い、法定調書の提出が必要となる場合に、講師がイメージデータ化した本人確認書類をメールにより送信することで、事業者が個人番号の提供を受ける方法。

《ポイント》

・マイナンバーカードの表面で身元（実在）確認、裏面で番号確認を行いますので、カードの両面を撮影して送信します（マイナンバーカードがない場合は、番号確認書類及び身元（実在）確認書類の送信が必要となります）。  
・スキヤナを使用してイメ

んの個人番号が記載されていますが、国税花子さんの個人番号は国税太郎さんが自宅で確認済みですので、とりまとめ担当者は、国税太郎さんの通知カードの提示等により国税太郎さんの個人番号のみ確認します。

ージデータをパソコンから送信する方法も可能です。  
・継続的な契約関係にある場合には、上記手続により提供を受けた個人番号（特定個人情報）を法定

調査作成のために保管することにより、次回以降も利用することが可能であり（個人番号を保管する場合）は、安全管理措置を適切に講ずる必要があります）、改めて個人番号の提供を受ける必要はありません（税法上、個人番号の告知を受ける必要があるとされている場合を除く）。  
・なお、メールによる受信の際の情報漏えいのリスクに対し、必要な措置を講ずる必要があります。

# 国税の納付は、簡単・便利な ダイレクト納付をご利用ください



## ダイレクト納付とは…

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。



徴収高計算書データの送信に電子証明書やICカードリーダライタは不要です。また、ダイレクト納付にも、電子証明書等は不要なので、源泉所得税及び復興特別所得税を納めている方に、特におすすめです。

### 簡単

- インターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な手続で利用可能！
- インターネットバンキングの契約が不要！
- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！

### 便利

- 即時又は納付日を指定して納付することが可能！
- 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能！

## ダイレクト納付を利用するには

### ① ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）でご確認ください。

### ② 利用者識別番号を取得する

e-Taxホームページ（[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)）から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください（即時発行されます）。

### ③ ダイレクト納付利用届出書を提出する

「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」に署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。



お問い合わせ先 古川税務署 TEL0229-22-1711 内線111・121 管理運営第一部門まで





大同生命大阪本社ビル(大阪市西区江戸堀) ~加島屋が店を構えた地に建つ~

大同生命は1902(明治35)年に創業しました。  
中小企業経営者のもしものときの力になりたい。  
創業者の一人である広岡浅子が生命保険事業に託した  
「社会の救済」と「人々の生活の安定」という想いは、  
いまでも大同生命に受け継がれています。



広岡浅子(1849-1919)  
~大同生命の創業者の一人~



大同生命の礎を築いた  
大坂の豪商“加島屋”



旧肥後橋本社ビル  
(設計:W・M・ヴォーリス)

長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

企業を支えつづける夢がある。

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

仙台支社 古川営業所/宮城県大崎市古川駅前大通2-6-16 (古川土地ビル3F) TEL 0229-22-6398

**T&D**  
T&D保険グループ

**URL**

[www.xpress.ne.jp/~hojinkai/](http://www.xpress.ne.jp/~hojinkai/)

**E-mail**

[ohsakh@cocoa.ocn.ne.jp](mailto:ohsakh@cocoa.ocn.ne.jp)